

第3期石川県ツキノワグマ保護管理計画の概要

1 計画策定の目的及び背景

国際的に保護措置が講じられているが、県内では近年、人身事故や林木被害、大量出没が発生するなどその対応が求められている。そのため、今後、広域保護管理指針に基づき地域個体群を適正に維持すると共に、人身被害等の防止を図ることを目的とする。

2 鳥獣の種類：ツキノワグマ

3 計画期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日（5年間）

4 保護管理の区域：加賀市、小松市、能美市、川北町、白山市、野々市市、金沢市、津幡町、かほく市、内灘町、宝達志水町、羽咋市、中能登町、七尾市（9市5町）

5 保護管理の目標：「白山・奥美濃地域ツキノワグマ個体群の長期にわたる安定的な維持及び人身被害等の防止」を目標とする。

6 保護管理の指針

（1）個体数調整

方策：良好な生息地の環境の維持と適正な捕獲数管理による個体群の維持。

捕獲等：狩猟と個体数調整による年間捕獲数総計を推定生息頭数の12%以内とする。

（推定生息頭数は700～900頭の中間値である800頭を推定生息頭数の基準値とする。）

：管理計画年度（5月～翌年4月）として保護管理する。

（2）保護管理のための地域区分

地域区分は保護地域、緩衝地域、排除地域の3地域とする。

保護地域：現行鳥獣保護区を準用。個体数調整捕獲は実施しない。

：野生動物の生息地として、厳正に保護。

緩衝地域：保護地域及び排除地域を除いた地域。狩猟、個体数調整捕獲を推進。

：農地集落地に近い部分は里山林等の整備により被害を抑制。

排除地域：市街地、里山集落、農地及び被害の発生している植林地。

：被害防除及び個体数調整捕獲を中心に実施し、排除に努め、円滑な人間活動を確保。

7 その他

（1）モニタリング等の調査研究

市町と連携して、科学的・計画的な保護管理施策を推進するため、生息状況や被害状況などについてモニタリングを実施し、評価・検討を行う。必要に応じて計画の見直し等を行う。

（2）計画の実施体制

県、市町、猟友会、農林業者、地域住民等が密接な連携のもとに、個体数管理、被害防除及び生息環境管理等の保護管理施策に取り組む。

（3）普及啓発・研修

県、市町等が連携協力して、生息状況、被害状況、本計画の趣旨・内容などの普及啓発に努める。

また、保護管理に関する技術、知識の習得を目的に、関係機関の構成員に対する研修を実施するものとする。

（4）狩猟者の確保・育成

狩猟者の確保に努め、猟友会と協力し、安全性の確保や狩猟者の技術向上に努める。

（5）国及び関係県との調整

目的を達成するため必要となる事項について国及び関係県と保護管理施策の調整を十分に図る。